

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程

平成22年 4 月 1 日

法人規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第11条第 3 項の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員の出向に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 教職員に対し、法人の業務上の必要に基づき、法人以外の法人が認める団体等（以下「出向先」という。）に、次の各号に定める出向を命じることがある。

- (1) 在籍出向 法人の教職員として在籍したまま、出向先の指揮命令のもとに、出向先においてその業務に従事すること
- (2) 転籍出向 復帰を前提に法人の身分を辞し、出向先の教職員として、当該出向先においてその業務に従事すること

2 転籍出向について、この規程に別の定めがない場合は、在籍出向に関する規定に準じて取り扱うものとする。

(労働条件の説明)

第 3 条 法人は、教職員に出向を命ずる場合には、出向者に対し、出向先、出向期間、出向先における業務内容及び労働条件を説明し、同意を得るものとする。

(在籍出向者の所属)

第 4 条 在籍出向者の出向期間中の所属は、出向時に在籍していた所属とする。

(出向期間)

第 5 条 出向期間は、3 年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向期間を短縮又は延長することがある。

(勤務時間等)

第 6 条 出向者の出向先における服務規律、勤務時間、休日及び休暇その他の労働条件は、原則として、出向先の就業規則その他の諸規程に定めるところによる。

(給与)

第 7 条 出向者の給与は、出向先との協議により、出向先が支給する。ただし、これによりがたい事情があるときは、出向先との協議により定めることができる。

(社会保険等)

第 8 条 出向者の共済組合、雇用保険は、法人での加入を継続し、保険料にかかる事業者の負担金は、出向先が負担する。

2 出向者の労災保険は、出向先で適用し、保険料にかかる事業者の負担金は、出向先が負担する。

(安全衛生)

第 9 条 出向者の健康管理、その他の安全衛生の管理は出向先が行うものとする。

(労働条件にかかる取決めの締結)

第10条 出向者の労働条件が法人の教職員の労働条件に比べ均衡を失しないように、出向先と取決めを定めるものとする。

(懲戒)

第11条 出向者の懲戒は、法人と出向先で協議の上、いずれか一方において、それぞれの定めるところによる。ただし、懲戒事由が解雇に該当する場合は、就業規則第42条及び第43条第4号の規定により、法人が行うものとする。

(復帰)

第12条 出向者が次の各号に該当する場合には、法人に復帰させる。

- (1) 出向期間が満了したとき
- (2) 出向期間中に法人を退職するとき
- (3) 出向先の定める休職又は解雇の事由に該当することとなるとき
- (4) 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先において業務に従事することが困難となるとき
- (5) その他、出向先との協議の上、必要と認められるとき

(旅費)

第13条 赴任、帰任及び出張にかかる旅費の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 出向先へ赴任するときの旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。
- (2) 法人へ帰任するときの旅費は、法人の規程に基づき法人が支給する。
- (3) 出向期間中の出向先の業務にかかる出張旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。

(その他)

第14条 出向者の取扱いについて、この規程に定めのない事項が生じたときは、又はこの規程の定めと異なる取扱いをする必要があるときは、法人と出向先とで協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。